

随意契約締結の報告について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」及び「伊丹市入札結果等の公表に関する要綱」に基づき、工事請負契約及び工事に係る測量・調査・建設コンサルタント等の委託業務契約について、随意契約を行った契約の内容について公表します。なお、案件の詳細につきましては、下記担当課にお問い合わせください。

1. 契約件名	令和5年度伊丹市庁舎第1・第2委員会室及び議員総会室カメラ設置工事
2. 契約の相手方	株式会社システムエンジニアリング
3. 契約相手方所在地	東京都台東区柳橋1-13-3 SEビル
4. 履行場所	伊丹市千僧1丁目1番地
5. 業務の概要	第1・第2委員会室及び議員総会室へのカメラ設置
6. 契約日	令和5年5月29日
7. 契約期間	令和5年5月29日 から
	令和5年8月31日 まで
8. 契約金額（税込）	3,300,000 円
9. 根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10. 契約相手方とした理由	<p>本工事は、第1委員会室、第2委員会室及び議員総会室にインターネット配信用カメラを設置するとともに、既存の映像音響機器収納架を改修することで、既存の会議システムに接続するものである。</p> <p>上記3室の映像音響機器は、一連の会議システムとして株式会社システムエンジニアリングにより開発・設置されたものであり、この既存のシステムと接続し、一体的に運用しようとするためには、同社と契約しなければ、責任分解点が不明確となり、今後、一体的な運用・保守に支障をきたすおそれがある。</p> <p>したがって、株式会社システムエンジニアリングと随意契約を締結する。</p>
11. 担当課	市議会事務局 議事課